別紙

仕　様　書

１　件　　名　　ウォーキングコース草刈り清掃委託

２　委託期間　　契約締結日から令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　委託場所　　草加市長栄三丁目１２番地付近から長栄四丁目３０番地付近までのヘルシーロード綾瀬川コース沿い（別添地図参照）

４　支払方法　　業務完了払（年１回払）

５　委託内容

⑴　業務範囲（ヘルシーロード綾瀬川コース）

延長距離約４５０ｍ、幅員２ｍ（路肩から１ｍ×両側）、面積９００㎡程度

（越谷市境一ノ橋から県道越谷鳩ヶ谷線に架かる一ノ橋までの間）

⑵　作業日

委託期間中で雑草が繁茂している時期（年２回実施）

詳細は、別途担当課と協議して決定すること。

⑶　作業内容

①　人力等での除草とし、根際より刈り取ること。

②　作業に際しては、周辺住民等への周知徹底を図ること。

③　刈った草の収集及び周辺の清掃をすること。なお、当作業による発生物は、関係法令等を順守し、受注者において処理すること。

６　提出書類

受注者は、本業務に着手する前と業務完了時に、次の書類を発注者に提出し承認を受けなければならないものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

⑴　契約締結後

①　着手届

②　作業計画書

③　その他発注者の指示する書類

⑵　業務完了時

①　委託業務完了報告書

②　委託完了検査願

③　現場写真（都度提出）

7　その他

⑴　本業務に必要な用具及び消耗品類は、受注者の負担とする。

⑵　受注者は、作業場所を移動する場合は、交通の安全に十分注意すること。

⑶　受注者は、作業を行うときは、歩行者等の交通の安全に十分注意すること。

⑷　受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはいけない。

⑸　受注者は、草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。

⑹　受注者は、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑺　仕様書に書かれていない事項に関しては、担当課と協議すること。

8　問合せ先

草加市自治文化部スポーツ振興課　担当　鈴木

電話　０４８－９２２－２８６１（直通）